

「地域子ども教室」に関する研究 (I)

佐々木 司・田代 直人

Research on the Implementation of the Program to Promote “Classrooms for Children in Local Communities (*Chiiki Kodomo Kyoshitsu*)”—— (I)

SASAKI Tsukasa and TASHIRO Naoto

(Received January 10, 2006)

キーワード：地域子ども教室、子どもの居場所、地域の教育力

1. 研究のねらい

子どもたちの健全育成のためには、家庭、地域、学校がそれぞれの教育力を一層高め、充実させるとともに、それらを結集していけるような環境づくりが必要である。文部科学省はこのような認識のもと、家庭、地域、学校が一体となって心豊かでたくましい子どもを育てることができるよう、地域住民の協力を得ながら子どもたちの「活動拠点」を確保し、スポーツや文化活動など多彩な活動を展開していく「子どもの居場所づくり新プラン」を平成16年度に展開した。

「地域子ども教室推進事業」はこの新プランにおける中核事業であり、平成16年度から18年度までの3か年計画で実施されている。「地域子ども教室推進事業」は地域の子ども(小・中学生)と大人(青少年・社会教育団体関係者など)が放課後や週末あるいは夏休みなどの長期休暇に、学校や公民館など地域の活動拠点たるにふさわしい安全・安心な場所において、地域の特性を活かしつつ様々な体験活動、交流活動などに取り組むものである。本事業は文部科学省が地方や民間団体に委託するかたちで行われており、事業終了予定の平成18年度には全国で1万の「地域子ども教室」設置を見込んでいる¹。

文部科学省や関係機関は本事業の趣旨や概要等について積極的に広報活動を行っているところであるが、新規事業であることに加えて、後述するように「地域子ども教室」以外にも「学童保育」など放課後の子どもたちを対象とした類似の活動が存在していたり、「地域子ども教室」それ自体が多様であるといったこともあって、筆者のみるところ一般住民による認識や理解は必ずしも十分なものになっていないように思われる。また本事業に関する研究も、現時点では都道府県レベルでの実施状況調査などわずかしか発表されておらず²、事業の経緯を踏まえた系統的・体系的な整理、並びに活動実態や課題の把握などが求められる。

このような状況に鑑み、本研究ではまず「地域子ども教室推進事業」の概要を他の事業等との関連、関係に言及しながら述べ、次いで筆者が居住する山口県内の「地域子ども教室」を対象に行った質問紙調査、その他に基づきながら教室活動の実態や課題を明らかに

していくことにしたい。

2. 「地域子ども教室推進事業」の概要

「地域子ども教室」推進事業の概要について、以下、(1) 社会的背景、(2) 「地域子ども教室推進事業」に至る経緯、(3) 類似の事業・活動について述べていく³。

(1) 社会的背景

先に述べたように「地域子ども教室推進事業」は平成16年度から始まった新事業であるが、このような事業が展開されるに至った背景には子どもを取り巻く問題や時代状況が複合的に存在していた。この点について、まず簡単にふれておきたい。

問題とは、巻き込まれる重大事件の多発、青少年の問題行動の深刻化、家庭や地域の教育力の低下、地域社会への帰属意識の希薄化、安全で安心できる遊び場の不足などがある。ここでこれらを詳細に論じることはしないが、いずれも重大かつ深刻なものであり不安感や危機感を抱かざるを得ないものであることは了解されよう。文部行政は地域の教育力の再生を図る多様な機会の提供、そのための施策の推進によって（もちろんこれに限定されるわけではないが）、問題の解決をはかっていこうとしているわけである。

次に時代状況であるが、これについては、子どもの育成には学校、家庭、地域、行政が連帯してあたり、学校教育と社会教育が子どもを育てる方向を共有して活動を展開する「学社融合」の取り組みが進んでいたこと、とりわけ平成14年度から完全実施となった学校週5日制を直接の契機として地域で子どもを育てるための環境整備が強く推進されたことを指摘できる。また、従来のいわゆる知識伝達型の学習が批判され子どもの体験活動が重視されるようになっていたこと、保護者や地域住民の信頼に応えた学校教育を展開していくために地域に開かれた学校づくりが展開されていたことも事業化を促すことにつながったものと考えられる。

さて、以上のような社会的背景のもとに導入・展開されている「地域子ども教室推進事業」であるが、これには前身とも呼べる「プラン」が存在した。また、目的や手段を異にしつつも類似性を指摘できる厚生労働省が行っている「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）事業もある。こうした存在が「地域子ども教室推進事業」あるいは個別の「地域子ども教室」それ自体に関する理解を困難なものにしているとも考えられる。そこで、次にこうしたプラン等について簡単に紹介しながら、「地域子ども教室推進事業」の相対的位置づけを行っておきたい。

(2) 「地域子ども教室推進事業」に至る経緯

【全国子どもプラン】（平成11～13年度）

第15期中央教育審議会答申（平成8年7月19日）に基づき、文部科学省は子どもたちに「生きる力」を育むためには、学校で組織的・計画的に学習する一方、地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切であるとの方針を打ち出した。平成11年からスタートした「全国子どもプラ

ン（緊急三ヶ年戦略）」はこのような方針に沿ったプランであり、完全学校週五日制が実施される平成14年度までに地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの活動を振興する体制を整備することが企図された。

この「全国子どもプラン」では、例えば保護者や子どもたちに地域での体験活動の機会を提供したり、家庭教育支援に関する情報の収集・提供を行う「子どもセンター」を3年間で全国の市・郡単位に設置するなどの事業展開がなされた。また子どもたちが地域に根ざした体験活動を行えるよう、他省庁とも連携して農業・商業などの活動体験、全国の国立公園等における環境保全活動・自然体験活動などを推進するなどの取り組みが行われた。

【新子どもプラン】（平成14年度—現在）

「全国子どもプラン」の実績をふまえ、文部科学省は翌平成14年度から「新子どもプラン」を策定し、関係省庁の協力を得ながら引き続き子どもたちの体験活動機会の充実を図ることとした。このプランは今も継続されている。

このプランでは、地域の体験活動等の体制整備・情報提供、子どもを核とした地域の様々な活動の機会と場の拡大、家庭教育に関する相談体制の充実と学習機会の提供等を行うべく、いくつもの事業が展開されている。そのひとつとして平成14年に「子ども放課後・週末活動等支援事業」が設けられ、放課後や週末における子どもの居場所を確保し、地域資源（人材や施設など）を活用した様々な活動支援など、地域の実情に即した取り組みが促進された。この「子ども放課後・週末活動等支援事業」のモデル事業として、学校や社会教育施設、地域の自然環境を活用した「子どもの居場所再生事業」、通学合宿や地域住民とのふれあい交流活動による「地域ふれあいサポート事業」、体育館や校庭・運動場を活用した地域のスポーツ指導者による「放課後子どもスポーツ活動活性化事業」が示され、各地で実施された。なお、この「子ども放課後・週末活動等支援事業」は、平成15年には「子ども週末活動等支援事業」に名称変更され、その事業は平成15年度で終了している。

【地域子ども教室推進事業】（平成16年度—19年度）

「新子どもプラン」のもと、平成16年には地域の大人たちの力を結集し、子どもの活動拠点を整備するための「子どもの居場所づくり新プラン」が策定された。このプランの中核となったのが「地域子ども教室推進事業」である。

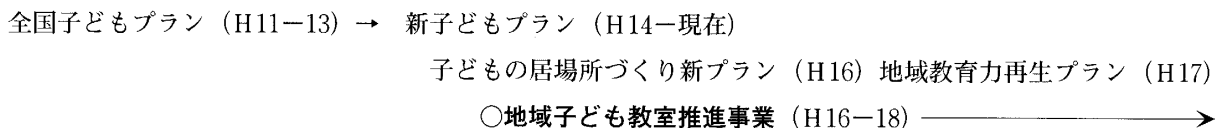
「地域子ども教室推進事業」と、それまでの「子ども週末活動等支援事業」はともに地域の教育力の向上を図るための事業であり、前者は後者を受け継いだかたちになる。しかし「地域子ども教室推進事業」は、地域の教育力を一層向上させるとともに、安全・安心な活動拠点の十分な確保、地域ぐるみで子どもを育む環境の定着化を目指している。また週末に限らず、平日の放課後の居場所を確保するねらいもある。単位組織としての地域子ども教室においては、「子ども週末活動等支援事業」で取り組んできた活動内容が継続されたケースもある。

なお平成17年度には、地域の教育力の再生を図るための諸事業をひとつのプランに統合するかたちで、新規プラン「地域教育力再生プラン」が創設された。「子どもの居場所づくり新プラン」は「地域教育力再生プラン」に引き継がれたかたちとなり、「地域子ども教室推進事業」も17年度には「地域教育力再生プラン」のひとつの事業として位置づいている。「地域教育力再生プラン」には、他に「地域ボランティア活動推進事業」、「総合型

スポーツクラブ育成推進事業」、 「文化体験プログラム支援事業」がある。

以上、「地域子ども教室推進事業」に至る経緯について述べてきた。関連するプランの推移は、次の図のように示すことができる。

【図】



（3）類似の事業・活動

ところで、放課後や週末等に子どもの居場所を提供している団体や施設は多い。体験活動を支援している団体に限っても、次のようなものがある。

子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、YMCA、YWCA、青年団、スポーツ少年団、レクリエーション協会、キャンプ協会、ユースホステル、ウォーキングクラブ、体操クラブ、スイミングクラブ、日本宇宙少年団、青少年赤十字、海洋少年団、BBS、エコクラブ、緑の少年団、児童館、児童センター、子どもセンター、図書館、博物館、美術館、生涯学習センター、国際交流協会、社会福祉協議会、ボランティアセンター、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、等。

（一般的な名称を記しており必ずしも正式名称というわけではない）

ここでは、そうした居場所のひとつであり、特に「地域子ども教室（事業）」との類似性も認められる「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省所管）としての「放課後児童クラブ」について紹介し、それと「地域子ども教室（事業）」との違いを明らかにしておきたい。

「放課後児童健全育成事業」は、平成9年の児童福祉法改正（施行は翌年）により法制化されたものである。この事業は、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に対して、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ろうとするものである。実際には、このような取り組みは法制化以前から各地で行われており、一般には「学童保育」という名で知られてきた。法制化後、厚生労働省はこうした取り組みを行う組織を「放課後児童クラブ」という名称で呼んでいるが、その呼称は地域や単位クラブによって「児童クラブ」、「児童会」、「学童クラブ」、「学童保育所」など様々である。「放課後児童クラブ」の設置・運営主体は、市町村、社会福祉法人、地域の運営委員会、父母会など多様であり、また実際の活動が実施される場所も児童館・児童センター、学校の余裕教室、学校敷地内専用施設、学校施設外専用施設、保育所、幼稚園、民家・アパートなど様々である⁴。

こうした「放課後児童クラブ」と「地域子ども教室」との間には、次のような違いがある。第1は、事業の観点や対象、所管の違いである。「放課後児童クラブ」は児童福祉・保育の観点から、おおむね10歳未満の児童で保護者が労働等により昼間家庭にいない者を

対象としている厚生労働省所管事業であるのに対し、「地域子ども教室」は生涯学習の観点から地域教育力の向上を図るため、小学生から中学生までのすべての児童・生徒を対象とした文部科学省所管事業である。

第2は、法制上の位置づけの違いである。「放課後児童健全育成事業」はそれ自体が児童福祉法に明記された事業であることに加え、児童の健全な育成に資するため、市町村が地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならないと規定されている（児童福祉法第21条の28）。これに対して「地域子ども教室」は、放課後児童健全育成事業のようなかたちでは法制化されていない。それ自体は国（文部科学省）の時限的な事業であり、国から都道府県の運営協議会等（あるいは体験活動等を行っている団体、例えば子ども会やボーイスカウトなどの全国組織）に委託され、さらに都道府県の運営協議会等から市町村の実行委員会等に再委託されるかたちで行われている⁵。

こうした違いがある一方で、両者はともに心豊かでたくましい子どもの育成を行うものであり、地域における活動機会を提供するものであるという点では共通している。また活動が行われる時間帯も似ている。そもそも放課後に限らず週末（土曜日や日曜日）、祝日、長期休暇中に活動を実施してもよい「地域子ども教室」、そして放課後における活動実施を主として想定していた「放課後児童クラブ」ではあるが、単位組織のレベルでは、例えば特定曜日の放課後にのみ活動を行う「教室」、土曜日や夏休み等にも実施している「クラブ」も少なくない。また、両者とも何か特定の活動だけを行わなければならないということもない。体験活動、スポーツ、伝統芸能、季節的行事などその趣旨に沿ったかたちで色々な活動を行うことができるといった点でも両者は似通っているのである。

3. 山口県内の地域子ども教室の実態

（1）調査の目的と方法

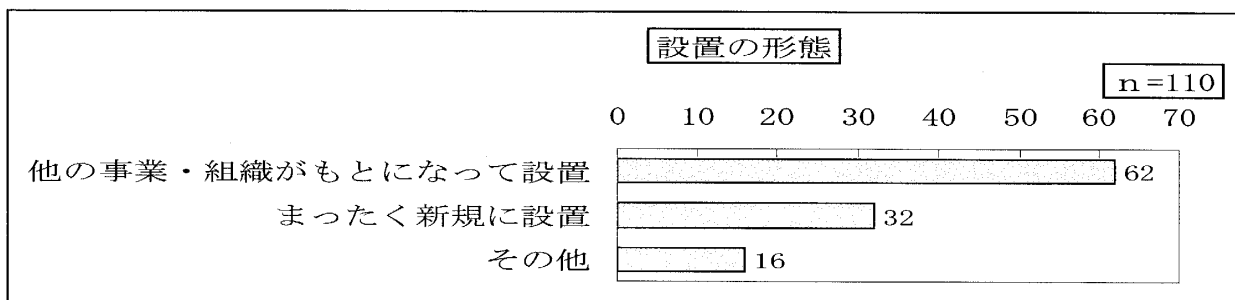
筆者は山口県内における地域子ども教室の活動実態や課題等を把握すべく、平成17年2月末に郵送法による質問紙調査を実施した。この質問紙調査⁶は、県内すべての地域子ども教室（48市町村内135教室。平成16年10月1日現在での山口県教育庁社会教育課掌握分）の平成16年度中の活動等について主として多肢選択方式により尋ねたものである。各市町村教育委員会生涯学習・社会教育主管課長宛てに調査票を送付し、各地域子ども教室の実態等について担当者等に回答を求めた。その結果、41市町村から110教室分について回答があった。

（2）調査結果の概要

①設置の形態

まず地域子ども教室の設置形態をみると、「他の事業・組織がもとになって設置」が62教室（56%）と最も多かった。これに対して「まったく新規に設置」は32教室（29%）であった。なお「その他」が16教室（15%）あるが、これには「自主的に主催」などが含まれている（図1）。

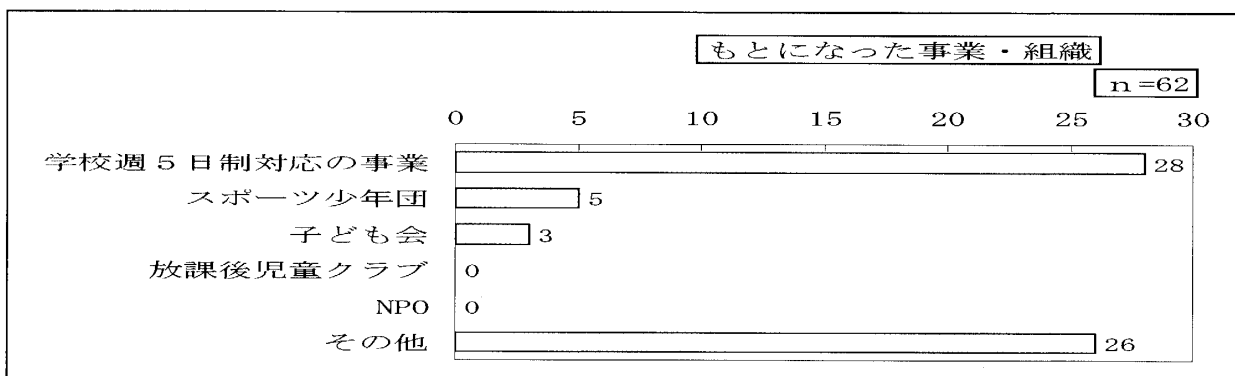
【図1】



②もとになった事業・組織

次に「他の事業・組織がもとになって設置」と回答した62教室について、もとになった事業・組織を尋ねた。「学校週5日制対応の事業」が最も多く28教室（45%）を占めた。「スポーツ少年団」は5教室（8%）、「子ども会」は3教室（5%）であった。「その他」（例えば、図書館事業、子どもセンター事業、児童館事業など）については26教室（42%）となっている。なお、選択肢には「放課後児童クラブ」と「NPO」を用意していたが、それらがもとになった教室についての回答はなかった（図2）。

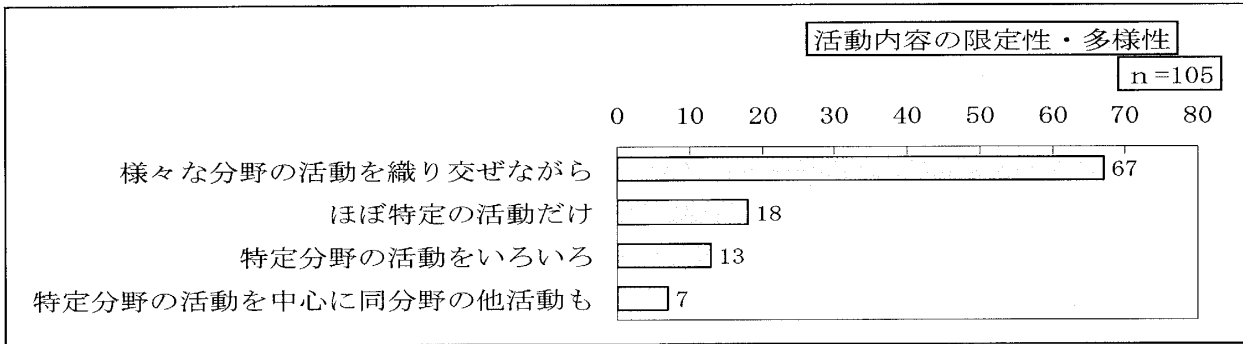
【図2】



③活動内容の限定性・多様性

一般に地域子ども教室には、特定の活動を行うタイプと、様々な活動を行うタイプがある。こうした活動内容の限定性・多様性について尋ねてみたところ、「様々な分野の活動を織り交ぜながら」行っている教室が67教室（64%）と最も多かった。他には、「ほぼ特定の活動だけ」が18教室（17%）、「特定分野の活動をいろいろ」（例えば、サッカー、野球、水泳など何種類かのスポーツをほぼ同程度行ってきた）が13教室（12%）、「特定分野の活動を中心に同分野の他活動も」（例えば、サッカーを中心に活動してきたが、時々野球も行った）が7教室（7%）であった（図3）。

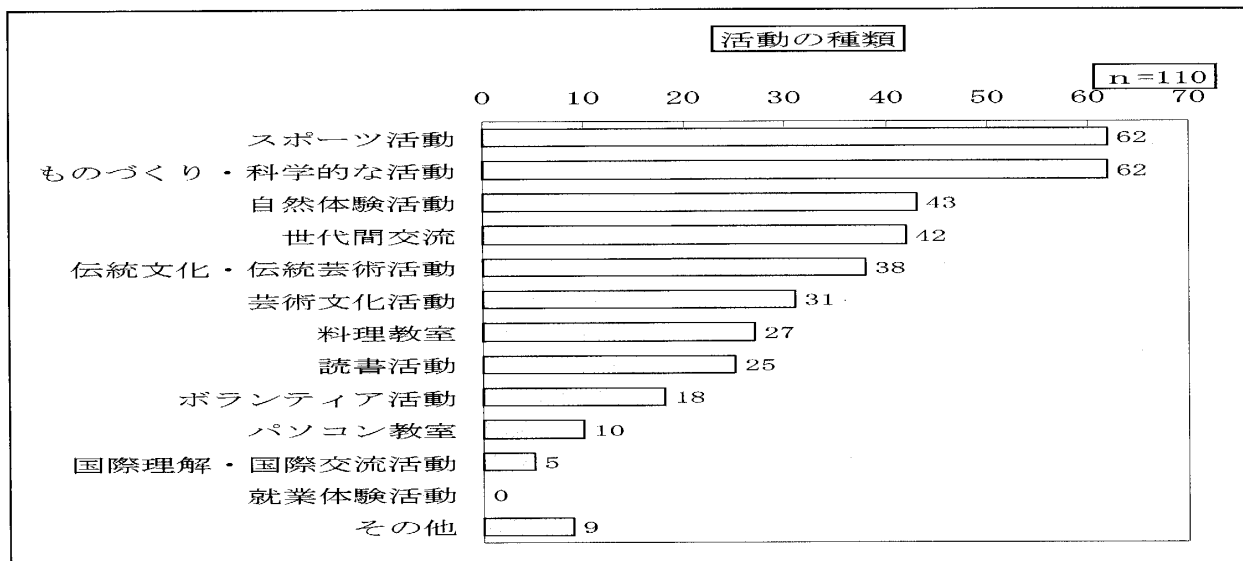
【図3】



④活動の種類

平成16年度に行った活動の種類を質問したところ（複数回答）、最も多くの教室で行われたのが「スポーツ活動」と「ものづくり・科学的な活動」で、ともに62教室（56%）であった。これに「自然体験活動」（43教室、39%）、「世代間交流」（42教室、38%）、「伝統文化・伝統芸術活動」（38教室、35%）が続く。「その他」の具体的事例としては、「車いす、点字等社会福祉体験」「遊び」といった回答が寄せられた（図4）。

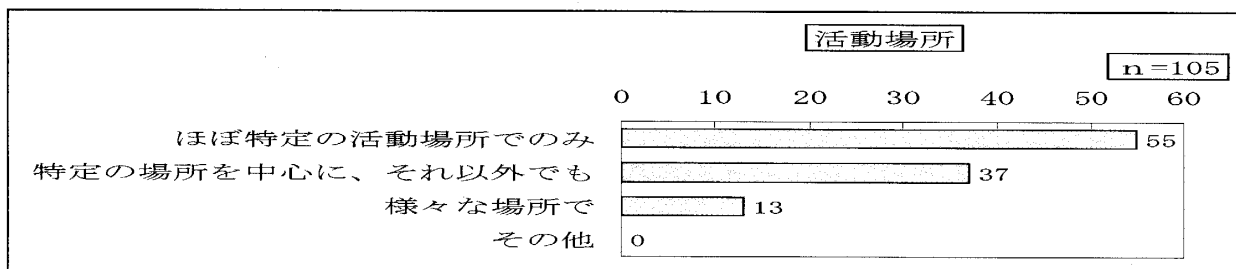
【図4】



⑤活動場所

地域子ども教室の活動を行う場所についてみると、「ほぼ特定の活動場所でのみ」行うというのが55教室（52%）、「特定の場所を中心に、それ以外の場所でも」が37教室（35%）、「様々な場所で」が13教室（12%）であった（図5）。なお具体的な活動場所として、小学校、公民館、図書館、民俗資料展示室、体育館などがあげられた。

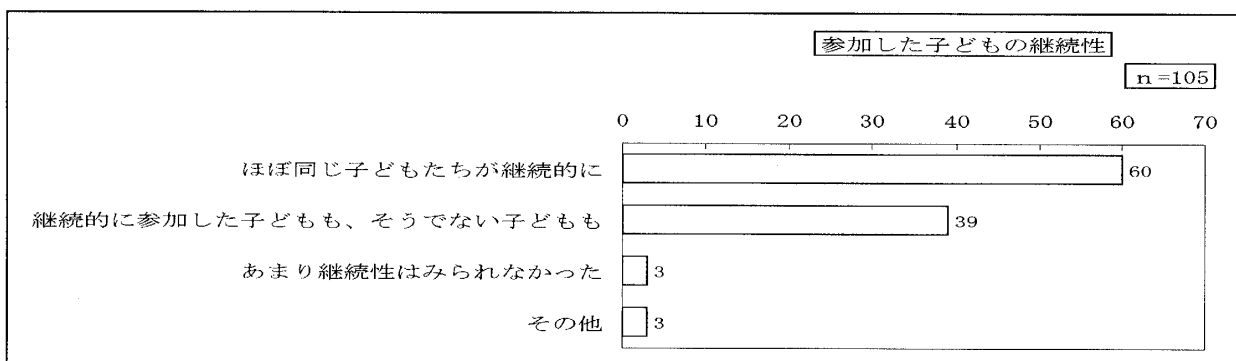
【図5】



⑥参加した子どもの継続性

次に教室の活動に参加した子どもに継続性がみられるかどうかについて尋ねたところ、「ほぼ同じ子どもが継続的に」参加していたという教室が60教室（57%）と最も多かった。次いで「継続的に参加した子どもも、そうでない子どもも」いたという教室が39教室（37%）、子どもの参加に「あまり継続性はみられなかった」という教室は3教室（3%）であった（図6）。

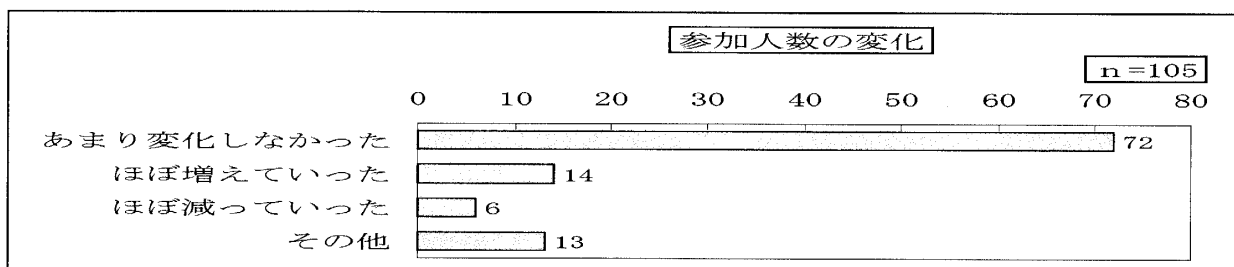
【図6】



⑦参加人数の変化

教室における活動への子どもの参加人数については、「あまり変化しなかった」というのが72教室（69%）で最も多かった。他は、「ほぼ増えていった」が14教室（13%）、「ほぼ減っていった」が6教室（6%）であった（図7）。

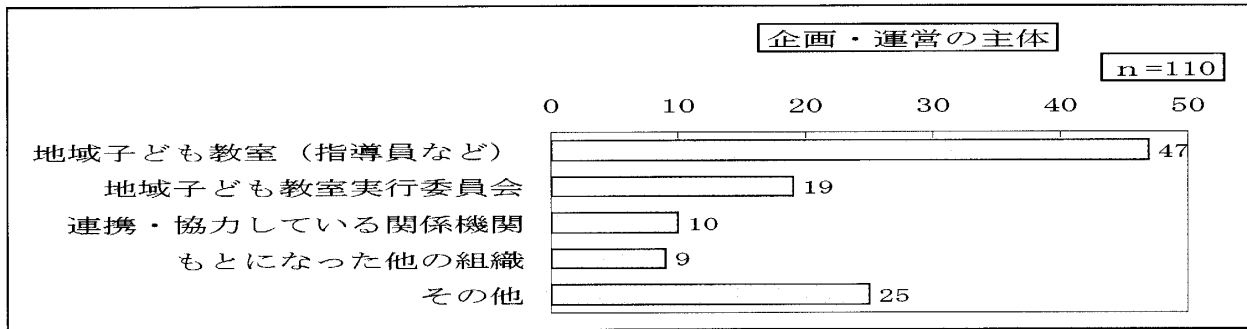
【図7】



⑧企画・運営の主体

地域子ども教室の活動を実際に中心になって企画、運営している主体に関して回答を求めたところ、最も多かったのは「地域子ども教室（指導員など）」で47教室（43%）であった。次いで、「地域子ども教室実行委員会」19教室（17%）、地域子ども教室が「連携・協力している関係機関」10教室（9%）、地域子ども教室の「もとになった他の組織」9教室（8%）の順であった（図8）。

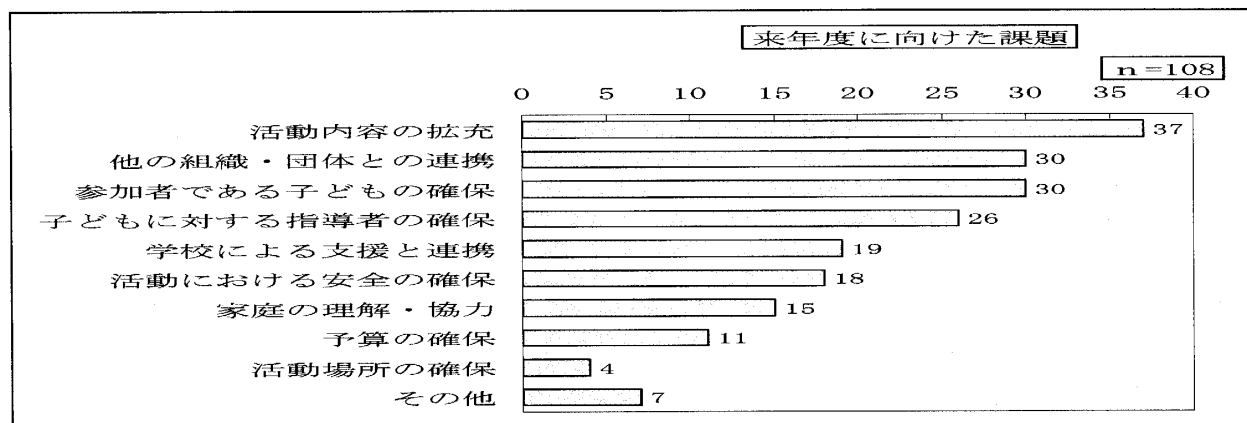
【図8】



⑨来年度に向けた課題

来年度（平成17年度）に向けて教室が取り組むべき最大の課題は何かについても尋ねてみた（2つ以内で選択）。その結果、最も多く指摘されたのが「活動内容の充実」であった（37教室、34%）。以下、「他の組織・団体との連携」（30教室、28%）、「参加者である子どもの確保」（30教室、28%）、「子どもに対する指導者の確保」（26教室、24%）、「学校による支援と連携」（19教室、18%）、「活動における安全の確保」（18教室、17%）、「家庭の理解・協力」（15教室、14%）、「予算の確保」（11教室、10%）、「活動場所の確保」（4教室、4%）の順であった（図9）。

【図9】



⑩自由記述

最後に「当該の地域子ども教室について、ご意見やお気づきの点がありましたらご記入下さい」との設問で自由記述を求めた。そこには重要な指摘が含まれていると思われる。ここではそのうち3点について、自由記述を引用しつつコメントしてみたい。

○小学校高学年・中学生の参加が少ない

「地域子ども教室推進事業」が対象としているのは、地域の小・中学生である。しかし、「参加の中心が（小学）４年生以下で、５・６年生の参加が比較的少なかった」、「高学年の参加者が少ない（塾通いと重なる）」、「小学生（高学年）の参加を増やしたいが、スポ少に入っている者が多く、困難」というように、小学校高学年の参加者が少ないことが指摘された。おそらくは中学生の参加者も多くはないものと推測される。

理由としては、記述にみられるように高学年になるとスポーツ少年団（スポ少）に入っている者が多くなったり、中学生であれば部活動や塾等に忙しいのかもしれない。しかし、地域子ども教室は決して小学校低・中学年生のみを対象とした活動ではない。その存在や意義がしっかりと認識され、上級学年生も参加しやすいものになるよう環境整備をはかる必要がある。

○放課後児童クラブとの違いが必ずしも明瞭でない

地域子ども教室が放課後児童クラブとは異なることは先に述べた通りである。しかし、両者は共通する面もあり、特に利用者（活動に参加する者）からすればその違いが明瞭ではないといった次のような指摘がなされた。「児童クラブとの違いはどこにあるのだろうか。確かに設置目的は違うが、児童クラブにも事業に関する補助はあるし、行政の側は設置目的が違うとって取り合わないが、サービスを受ける側は、いちいち設置目的の違いは考えないと思います。」

同様の次のような回答もあった。「社会教育の分野の事業としては、公民館利用者、地域住民の協力を得ることや、コミュニティの再生といったきっかけ作りにはなると思う。しかしながら、地域での理解を得るにはかなりの時間がかかるし、子どもにとって安全であるべき学校は様々な事情により使用させてもらえない。学童クラブのある学校では棲み分けが難しい。この事業を地区住民に理解してもらうのは、回数や面や動機づけの面で難しい。保護者・学校には、「地域子ども教室は」保育をしていると思われている。家庭、学校、地域の理解を得ず実施するとただのイベントに終わってしまう。」

「放課後児童クラブ」との違いというかたちで指摘されているこの問題であるが、国の委託事業が終了した後のことを考えると、実は現在の地域子ども教室が地域子ども教室としての括り（カテゴリー）のまま存在し得るのか、という心配がないわけではない。地域子ども教室と類似性をもった活動、居場所それ自体は様々な存在している。また単位教室には、前身となった別の活動を引き継ぐかたちで設置されているケースも少なくない。国の委託事業による地域子ども教室としての括りがなくなった場合、活動単位である教室が地域子ども教室を名乗らない（あるいは地域子ども教室にアイデンティティを感じない）可能性もあろう。この事業が地域に末長く定着していくためには、「地域子ども教室」としての独自性、そこにアイデンティティを見いだせる共通項が必要になってくるのではないだろうか。

○他の組織との連絡・調整に課題が残る

以上２点とも関連するが、子どものために放課後等に活動を行っている他の組織との連絡や調整が容易でないことも指摘されている。「スポーツ少年団との連携と調整（時間帯が重なる）」、「部活やスポーツ少年団との関連で行事が重なり、練習が思うようにできな

い」といった回答が寄せられた。なかには「子ども達は部活、スポ少と積極的に活動している。その他の子どもを対象としても参加は望めない。放課後及び土日に時間を作る子どもは少ないので、[人口規模が] 小さな所では子ども教室の必要性を感じない」という意見もあった。他の組織・団体との連携が多くの教室によって認識されている課題であることは、上記の「⑨来年度に向けた課題」からも明らかである。

地域子ども教室のような事業を行い、子どもたちにとっての居場所を設け、そこを活動の拠点としていくことは極めて有意義なことである。しかし、他組織の活動と時間帯が重なるなどして地域子ども教室に参加できない、あるいは組織間の連絡・調整がはかられることなくいわゆる"子どもの奪いあい"が発生しているとすれば、せっかくの居場所づくりもその意義は半減してしまう。地域子ども教室等の子どもにとっての居場所に関する情報が学校など然るべきところを通じてしっかりと発信＝受信され、そのなかで子どもの奪い合いやなわばり意識のない活動が展開される居場所づくりが期待される場所である⁷。

4. 総括及び展望

以上、本稿においては、「地域子ども教室推進事業」の位置づけを確認し、「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）との違いを示した上で、質問紙調査に基づき山口県内の地域子ども教室の実態の一端を明らかにした。

県内の地域子ども教室については、様々な内容を織り交ぜながら活動し、ほぼ特定の場所で同じ子どもたちが継続的に参加している教室が比較的多いといった「一般像」を示すことができるだろう。また小学校高学年の参加が少ない、放課後児童クラブとの違いが必ずしも明瞭でない、他の組織等との連絡・調整に課題が残るといった指摘も重要なものとして受けとめる必要がある。

ところで、本稿は主として質問紙調査に基づいたものである。しかし、個別の単位教室にはそれぞれ異なる活動実践があり、存在する課題も決して一様ではないであろう。筆者らは県内の地域子ども教室や教育委員会等を訪問し、別途、観察調査やインタビュー調査などを行いつつある。今後はそれらを継続するとともに、放課後児童クラブやスポーツ少年団など関連する事業や居場所についての研究にも取り組んでいくなかで、地域や教室の実態に即した問題提起や考察を行っていきたいと考えている。

さらに、「地域子ども教室」は社会教育分野の事業とされているが、子どもの「自己実現能力」⁸ 育成の観点から、学校教育との関わりについても考察していく必要がある。すなわち、「地域子ども教室」は体験学習を中核とする事業であるが、学校の教育課程（指導計画）との関わりにおいてその正当な位置づけがなされるとともに両者の連携・協力といった点で検討の余地があると思う。この点に関しても今後の研究課題としたい。

注

¹ 「3か年」とは文部科学省による委託事業の期間を意味するものであり、4年目以降は「地域子ども教室」が各地に定着し単独実施の運びとなるよう長期的展望に立った事業展開が求められている。

² 例えば、次のような調査研究がある。

- ・大阪府豊中市『地域子ども教室 アンケート調査（平成16年11月実施）』ウェブ版 http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/kyoiku/kyoiku2/M51_chiiki/chiiki_kodomo/news/question.htm >平成17年12月現在。
- ・全国都道府県教育長協議会第2部会『家庭、地域、学校が協働して取り組む子どもの居場所づくりの推進について（平成16年度研究報告No.2）』平成17年3月、ウェブ版 <<http://www.kyoi-ren.gr.jp/report/h162bukaihoukokusyo.pdf>>平成17年12月現在。
- ・猿渡智衛「地域子ども教室は学校にどのような影響を与えるのか？」『国立オリンピック記念青少年総合センター研究紀要』第5号、平成17年。
- ・高橋興「「地域子ども教室推進事業」の現状と課題—東北・北海道地区を事例として—」『国立オリンピック記念青少年総合センター研究紀要』第5号、平成17年。

³ 文部科学省生涯学習政策局子どもの居場所づくり推進室『子どもの居場所づくり 地域子ども教室推進事業実施のための手引き』（平成16年4月）、その他同推進室作成のパンフレットやウェブサイト<<http://www.ibasyo.com/>>の情報等を参照しながら記述した。

⁴ 厚生労働省『平成13年地域児童福祉事業等調査の概況—放課後児童クラブ・児童館—』ウェブ版<<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidou/01/>>（平成17年12月現在）など参照。

⁵ このように両者は異なる事業であるが、「放課後児童クラブ」に参加する子どもが「地域子ども教室」で取り組んでいるスポーツや文化活動に参加できるよう取り計らうといった連携・協力が必要であるとされてもいる。こうした連携・協力は、この二者間に限らず、他団体・組織との間にも求められているところである。

⁶ 本調査は、「地域教育研究会」の共同研究の一環として実施したものである。そのメンバーは田代直人（山口大学教育学部、筆者）、佐々木 司（同）、滝沢潤（山口芸術短期大学）、吉田香奈（山口大学大学教育センター）である。調査の実施に際しては山口県教育庁社会教育課、とりわけ大迫敦子社会教育主事（当時）に多大なるご協力を賜った。なお、本調査は平成16年度山口大学教育学部研究支援経費を得て実施した。

⁷ こうした問題の他に、居場所そのものはたくさん作られてもその存在や具体的な参加方法などが十分に知らされていないために参加できない子ども、あるいは（テレビゲームなど）熱中するものが他にあるため地域における居場所に興味を示さない子どももいると思われる。今回の質問紙調査の自由記述にはこうした指摘はなかったが、このような子どもをいかにしてこうした場所に誘えばよいのかは大きな課題だと思われる。

⁸ 「自己実現能力」に関しては、田代直人編『生涯学習時代の教育と法規』（ミネルヴァ書房、2003年）の7～9ページにおいて説明している。